

「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に係る連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社徳島銀行（以下「乙」という。）は、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が総合戦略の推進にあたり、様々な分野で連携・協力関係を強化するとともに、地域の活性化に向けた取組みを協働で行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について、情報を共有し連携して取組む。なお、各号の実施にあたり、詳細な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、定める。

- (1) 吉野川市にしごとをつくり、安心して働くようにするための施策や事業等
- (2) ひとの定住・環流・移住の新しい流れをつくるための施策や事業等
- (3) 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための施策や事業等
- (4) 時代に合った魅力ある新しいまちをつくるための施策や事業等

（機密保持）

第3条 甲および乙は、既に公知となっている情報を除き、この協定書に基づく業務上知り得た一切の機密情報を本協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するものとする。

2 甲および乙は、相手方の同意を得ることなく、機密情報を第三者に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

3 前項の禁止条項は、本協定書終了後も有効に存続するものとする。

（連絡会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進等を図るため、必要に応じて連絡会議を設置することができるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。
但し、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも解約の申し出がない場合は、更に1か年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通を作成し、甲および乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成28年4月1日

甲 吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉



乙 株式会社 徳島銀行
代表取締役頭取 吉岡 宏美

